



住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第13号
発行日 平成19年5月21日

北本市住民自治条例制定研究懇話会第5回会議を、平成19年5月12日(土)午後1時30分から、文化センター第1研修室で開催しましたのでその概要をお知らせします。

まず、全体会のなかでは、前回のグループワークの内容について、各グループ記録係の委員が、条例の必要性、前文、目的などの基本的な事項について話し合った内容を報告いたしました。

報告に関して、「自治条例の前文は何のために必要かという議論が各グループでなされたのかどうか」という質疑が委員からあり、各グループから、「他市の条例を見ながら検討している段階」や「決意表明のため」といった回答がありました。



その後、各グループでは前回に続き、自治条例がなぜ必要なのかについて話し合いました。

また、今回で3回目となるグループワークでは話し合いの結果をまとめる作業にもとりかかりました。

写真は、グループワークでの様子を映したものです。グループワークでは、委員からの資料提供やたたき台の作成など、各グループの委員による自発的な活動が以前に比べ活発となっています。



住民自治条例制定研究懇話会第5回会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 第4回懇話会グループワークの報告
 - (2) グループワーク
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



～ リーダー・サブリーダー会議を行いました ～

懇話会第5回会議終了後、リーダー・サブリーダー会議を開催し、今後の懇話会の運営等について意見交換を行いました。

その結果、次回（第6回）の懇話会は、全体で条例を制定する意味を再確認してから、個々の議論をしていくことといたしました。

前回（第4回）懇話会における各グループの討議内容について

< 議会・行政の責務等について研究するグループ >

「北本の緑」に関する意見が多数挙げられています。緑について現状の把握をするための情報公開に際し、公開するだけでなく、行政からわかりやすく伝えることも重要といった意見や、民意を直接反映させる方法として、市民は要望するだけでなく、市民による政策提案を行うための手続を整える必要があります。また、計画策定等においても策定段階から市民が参画できるルールづくりが重要であるといった意見などがグループ内で交わされました。



< 市民の権利・責務等について研究するグループ >

自立したまちづくりに取り組んでいる自治体に関する資料提供がグループ委員からありました。また、他市の自治条例の条文はどのような内容、構成になっているのかを検討するために、懇話会資料をもとに、前文の構成や内容の共通点などに関して意見交換を行いました。その後、「緑」「歴史、文化」など、条例に盛り込むべきキーワードとして列挙していきました。

< 総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ >

グループ委員のたたき台をもとに意見を出し合いました。そのなかで、情報公開の必要性や、条例の名称はどうか、条例の議会提案に関して議会への情報提供や意見交換等が重要であるといった意見や、既存条例との整合性、市民の意見を反映できる体制づくりが必要といった意見がありました。今後、市民ワークショップの検討結果を基にキーワードを検討する作業に入ります。

次回第6回住民自治条例制定研究懇話会は
平成19年5月26日（土）午後1時30分から
北本市文化センター第2研修室で開催いたします。
会議は公開で行います。傍聴も随時受付けています



秘書政策室